



宮崎県消費生活に関する県民意識調査

[アンケートご協力のお願い]

日ごろより県政の推進にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この調査は、県が取り組んでいる施策や日ごろの消費生活について、県民の皆様のお考えをお伺いし、今後の県政運営や計画策定に重要な指標として活用させていただくことを目的に実施いたします。

個別の調査票に関する公表は一切行いません。また、質問への回答は選択式となっており、20分ほどでお答えいただける内容です。

県民のみなさまの思いをしっかりと施策に生かしていきたいと考えておりますので、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年11月

宮崎県知事 河野 俊嗣

●回答にあたって

- 本調査は、県内にお住まいの18歳以上の方のうち3,000名を無作為に選定し調査対象者としています。
- アンケートは、封筒の宛名ご本人がお答えください。
※ただし、病気入院中や長期出張などによりご本人による回答が難しい場合には、ご家族の方など代わりの方（18歳以上）がお答えいただいても構いません。
- 調査票は無記名であり、あなたがどのような回答をされたか特定されることはありません。
- **11月26日（火）まで**に、次のいずれかの方法でご回答をお願いします。
 - インターネットで回答（パソコンやスマートフォンを利用したの回答）
 - 紙の調査票で回答※詳しい回答方法については、裏面をご覧ください。
- ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県 生活・協働・男女参画課 消費・安全担当
[電話] 0985-26-7054

<回答方法>

●インターネットで回答する場合

手順 1	手順 2	手順 3
QRコードを読み取り  QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。	専用フォームへアクセス https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/RofKcRoQ	回答・送信  <u>11月26日（火）まで</u>

- 宮崎県電子申請システムが表示されない場合は、お手数ですがこの調査票でのご回答をお願いします。
- 60分以上通信がない（ページ移動がない）場合、入力内容が破棄されます。ご入力に時間がかかる場合は、一時保存をご利用ください。
- 宮崎県電子申請システムで回答した場合は、調査票を返送する必要はありません。調査票や返信用封筒は、処分していただいて結構です。

●紙の調査票で回答する場合

手順 1	手順 2	手順 3
 本調査票に記入	同封の返信用封筒に入れる	ポストに投函  <u>11月26日（火）まで</u>

- 該当する項目の番号等に“○”をつけてください。
「その他（ ）」を選択した場合は、（ ）内に具体的に記載してください。
- ご記入にあたっては、黒か青のボールペン、または鉛筆をご使用ください。
- 調査票および返信用封筒にあなたのお名前、住所を記入する必要はありません。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒にてご投函いただくようお願いします。（切手は不要です。）
- 本調査は、調査票の回収・集計を株式会社 地域経済研究所に委託し実施しております。
- 紙の調査票で回答した場合は、インターネットで回答する必要はありません。

I あなたのことについてお尋ねします。

お答えいただいたことを統計的に分析するため、あなたご自身のことをお聞かせください。

問 1 .あなたの性別を教えてください。

1 男性	2 女性	3 その他	4 回答しない
------	------	-------	---------

問 2 .あなたの年齢を教えてください。

1 18～19 歳	2 20～24 歳	3 25～29 歳	4 30～34 歳
5 35～39 歳	6 40～44 歳	7 45～49 歳	8 50～54 歳
9 55～59 歳	10 60～64 歳	11 65～69 歳	12 70～74 歳
13 75～79 歳	14 80～84 歳	15 85 歳以上	

問 3.あなたのお住まいはどちらですか。

1 宮崎市	2 都城市	3 延岡市	4 日南市
5 小林市	6 日向市	7 串間市	8 西都市
9 えびの市	10 三股町	11 高原町	12 国富町
13 綾町	14 高鍋町	15 新富町	16 西米良村
17 木城町	18 川南町	19 都農町	20 門川町
21 諸塚村	22 椎葉村	23 美郷町	24 高千穂町
25 日之影町	26 五ヶ瀬町		

問 4. あなたの職業は次のうちどれですか。なお、兼業の方は主として従事している職業を選んでください。

1 会社員・公務員・団体職員等	2 パート・アルバイト・非常勤・嘱託・派遣等
3 自営業・自由業	4 福祉従事者
5 学生	6 専業主婦・主夫
7 無職	8 その他 ()

問 5. あなたの（同居している）ご家族の構成は、次のうちどれにあたりますか。

1 ひとり暮らし	2 夫婦のみ
3 二世帯世帯（あなたの世代と親）	4 二世帯世帯（あなたの世代と子ども）
5 三世帯世帯（あなたの世代と親と子ども）	6 その他 ()

問 6. あなたは、パソコン・スマートフォンでインターネットを利用していますか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 よく利用している | 2 ときどき利用している |
| 3 あまり利用していない | 4 全く利用していない |
| 5 わからない | |

Ⅱ 次の各項目について、あなたの考えや日ごろ感じていることをお答えください。

A. 消費者トラブルへの関心度と知識について

問 1. あなたは、消費者トラブルについて関心がありますか。（○は 1 つ）

- | | | |
|------------|-----------------|-------------|
| 1 関心がある | 2 どちらかといえば関心がある | 3 どちらともいえない |
| 4 あまり関心がない | 5 関心がない | |

問 2. （問 1 で 1 または 2 と回答された方にお尋ねします）

次のうち、特に関心があるものはどれですか。（当てはまるものすべてに○）

- | |
|-------------------------------------|
| 1 インターネット利用により生じるトラブル（ネット通販、SNS※など） |
| 2 製品安全 （製品の欠陥や施設・設備の不具合により生じる事故など） |
| 3 問題商法 （強引な勧誘や悪質商法の手口とその対策） |
| 4 食品安全 （食品表示や添加物など） |
| 5 特殊詐欺 （架空請求・不当請求や振り込め詐欺など） |
| 6 金融商品のトラブル （投資・保険・預金・融資など） |
| 7 多重債務 （消費者金融やクレジットの利用などによるもの） |

※SNS・・・X（旧 Twitter）や Instagram、Facebook 等のように、インターネット上で人と人との交流を可能にするサービス

（質問は次のページに続きます）

問 3. 次に掲げる悪質商法の手口を知っていますか。(○はそれぞれ 1 つずつ)

	悪質商法の名称とその手口	知 つ て い た	知 ら な か つ た
①	【点検商法】「点検に来た」「無料で点検する」などと家に上がり込み、「布団にダニがいる」「シロアリのトラブルがある」「工事が必要」などと不安をあおって、商品やサービスを契約させる。公的機関をかたるケースもある。	1	2
②	【催眠商法（ハイハイ商法）】「景品をプレゼント」「健康によい話をする」などと人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配り、雰囲気盛り上げて興奮状態にし、冷静な判断が出来ない中で高額な商品売りつける。	1	2
③	【サイドビジネス商法】「資格・技術を身につけ在宅ワーク」「在宅ビジネスで高収入が得られる」などと勧誘し、マニュアルと称して高額な情報商材を売りつける。ほとんど収入は得られないうえ、支払だけが残る。	1	2
④	【サクラサイト】出会い系サイトで、異性やタレントになりすましたサクラとメールのやり取りをさせ、高額な料金を請求する。無料 SNS サイトやゲームサイト、内職情報サイト等から、「話し相手になるだけでお金がもらえる」などと言われて出会い系サイトに誘導されるケースもある。	1	2
⑤	【キャッチセールス】駅や繁華街の路上で「アンケート調査に答えて欲しい」などと呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、高額な商品やサービスを契約させる。	1	2
⑥	【マルチ商法】化粧品や健康食品等を販売しながら会員を勧誘すると利益が得られるとうたって、会員を増やしながら商品を販売していく商法。思ったほど会員の勧誘ができず、不必要な売れない商品を抱えてしまうといったトラブルにつながる。	1	2
⑦	【ワンクリック請求】パソコンやスマートフォン、携帯電話のアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者が年齢確認画面などでクリックすると、「登録完了」「登録料金〇〇円」などと表示して高額な料金を請求する。	1	2
⑧	【送りつけ商法】注文や契約をしていない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ、売買契約が成立しているかのように装って代金を一方的に請求する。	1	2
⑨	【定期購入】「初回無料」「初回限定〇%オフ」という表示で申込をさせ、実際には定期購入契約として複数回の商品購入が条件となっているもの。また、いざ解約しようとする事業者と電話が繋がらなかったり、解約のために細かい条件が定められていたりしているケースもある。	1	2

B. 消費者被害の実態について

問 4. ここ 1 ～ 2 年の間に購入・契約した商品やサービスについて、以下に示すようなトラブルを経験したことがありますか。（当てはまるものすべてに○）

- 1 商品やサービスの内容に関するトラブル（量・質・性能・効果が表示や説明と違ったなど）
- 2 商品やサービスの価格に関するトラブル（「特別価格」や「優待価格」がウソだったなど）
- 3 内容や価格以外の契約に関するトラブル（不当な条件付だった、取引条件を理由なく一方的に変えられたなど）
- 4 解約に関するトラブル（契約を取り消そうとしたら高額なお金を請求されたなど）
- 5 販売方法に関するトラブル（契約をせかされる・脅される・しつこい勧誘など）
- 6 事後の対応や苦情対応に関するトラブル（納得のいく説明がない、苦情対応が誠実でないなど）
- 7 架空請求・不当請求に関するトラブル（身に覚えのない料金を請求されたなど）
- 8 個人情報の取扱いに関するトラブル（アンケートに答えたら関係のない会社からダイレクトメールが届くようになったなど）
- 9 食品の安全・表示に関するトラブル（消費・賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入など）
- 10 その他（ ）
- 11 トラブルを経験したことはない ⇒問 8 へ

問 5.（問 4 で 1 ～ 10 に 1 つでも○をつけた方にお尋ねします。）

そのトラブルの原因となった商品やサービスは、どこで（何をきっかけに）購入・契約したのですか。
（当てはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 1 店舗 | 2 インターネット通販※(オークションやフリマを含む) |
| 3 SNS の広告 | 4 SNS 内でのメッセージのやり取り |
| 5 訪問販売（キャッチセールス等） | 6 電話勧誘販売 |
| 7 インターネット通販以外の通信販売（カタログ・テレビショッピング等） | |
| 8 マルチ・マルチまがい | 9 その他（ ） |

※SNS の広告から誘導され、インターネット通販で購入・契約した場合には 3 をお選びください。

問 6.（問 4 で 1 ～ 10 に 1 つでも○をつけた方にお尋ねします。）

そのトラブルの際に、誰かに（どこかへ）相談しましたか。（○は 1 つ）

- | | |
|--------|------------------|
| 1 相談した | 2 相談しなかった ⇒問 8 へ |
|--------|------------------|

問 7. (問 6 で 1 と回答された方にお尋ねします。)

その相談はどこへ(誰に)しましたか。(当てはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 購入先、利用先、営業担当者等 | 2 メーカー等の事業者 |
| 3 製造した業界団体の窓口 | 4 市町村の消費生活センター・相談窓口 |
| 5 宮崎県消費生活センター | 6 国民生活センター |
| 7 家族・親族 | 8 友人・知人 |
| 9 民生委員・児童委員 | 10 ヘルパー・ケアマネージャー |
| 11 消費者団体 | 12 弁護士 |
| 13 警察 | 14 その他 () |

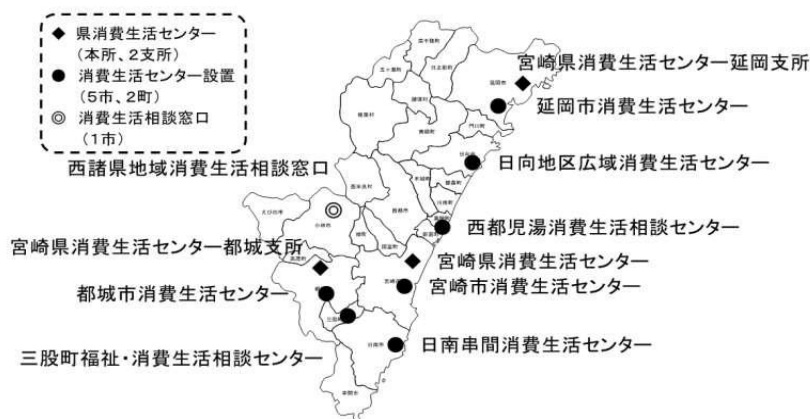
C. 消費生活相談窓口について

問 8. あなたは、宮崎県消費生活センターのことを知っていますか。(○は1つ)

- 1 名前と相談窓口の場所(または電話番号)を知っている
- 2 名前は知っている
- 3 知らなかった

問 9. あなたは、お住まいの市町村の消費生活相談窓口または消費生活センター(近隣の複数市町村で共同設置しています。)について知っていますか。(○は1つ)

- 1 名前と相談窓口の場所(または電話番号)を知っている
- 2 名前は知っている
- 3 知らなかった



※県消費生活センターでは、県民のみなさまからの消費生活に関する質問やトラブルについて相談を受けたり、出前講座や暮らしに役立つ情報を提供したりすることにより、自立した消費者の育成を図り、安心できる暮らしを確保するための支援を行っています。

また、市町村消費生活センター(相談窓口)でも、地域のみなさまからの相談に対応しており、県のセンターがその活動を支援しています。

問 10. (問 8・9 のいずれかで 1 または 2 に回答された方にお尋ねします。)

県や市町村の消費生活相談窓口・消費生活センターをどこで(何を見て)知りましたか。

(○は 1 つ)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 テレビ・ラジオ | 2 新聞・雑誌(フリーペーパーを含む) |
| 3 県や市町村の広報紙・チラシ | 4 県や市町村のホームページ |
| 5 家族・知人 | 6 インターネットでの検索 |
| 7 その他 () | |

問 11. 商品の購入やサービスの提供に伴う契約等で、実際にトラブルや被害に遭った場合、あなたは、行政が設置する消費生活相談の窓口(消費生活センター等)へ相談しようと思いますか。(○は 1 つ)

- | | | |
|--------------------|-------------|--------------|
| 1 相談しようと思う ⇒問 13 へ | 2 どちらともいえない | 3 相談しようと思わない |
|--------------------|-------------|--------------|

問 12. (問 11 で 2 または 3 に回答された方にお尋ねします。)

「相談しようと思わない」または「どちらともいえない」と思う理由は何ですか。

(当てはまるものすべてに○)

- | |
|---------------------------------|
| 1 相談しても解決しないと思うから |
| 2 何を相談できるのか詳しく知らないから |
| 3 相談先が、どのようなことをしてくれるのか分からないから |
| 4 連絡先が分からないから |
| 5 電話するのが面倒だから |
| 6 センターの受付時間内に相談時間を確保することが難しいから |
| 7 被害に遭うのは自己責任であり、仕方ないと思うから |
| 8 被害に遭っても自分で解決できると思うから |
| 9 被害に遭ったことを話すのは恥ずかしい(気まずい)と思うから |
| 10 その他 () |

問 13. あなたが、もし行政が設置する窓口へ消費生活についての相談をするとした場合、重視することは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1 相談先が住まいから近くにあるなど、気軽に相談できること |
| 2 相談員が丁寧に親身になって相談を聞いてくれること |
| 3 相談員から専門的・具体的なアドバイスをもらえること |
| 4 メールや LINE などで相談ができること |
| 5 その他 () |

D. 消費者トラブルの未然防止について

問 14. トラブルにあわないために、あなたは何が重要だと思いますか。（当てはまるものすべてに○）

- 1 消費者自身が自覚して、トラブルにあわないように注意すること
- 2 消費生活上のトラブルに関する情報が提供されること
- 3 消費生活に関する学習機会が増えること
- 4 消費者の相談や苦情に対応するため、市町村や県の相談窓口を充実させること
- 5 国や自治体が、悪質な事業者に対する規制や指導を強化すること
- 6 事業者が、商品・サービスの品質や契約内容などについて分かりやすく説明（表示）すること
- 7 事業者が、商品・サービスの表示や広告についてのルールを守ること
- 8 その他（ ）
- 9 わからない

問 15. 最近、高齢者の財産を狙った悪質商法によるトラブルが多発しています。高齢者がトラブルにあわないためには、どのような対策が有効だと思いますか。（当てはまるものすべてに○）

- 1 近隣で声を掛け合うなどの関係を作る
- 2 民生委員※などに日常的に見守りをしてもらう
- 3 家族、親族で日ごろから話題にするように心がける
- 4 行政（県や市町村）がパンフレットなどを配布して啓発する
- 5 高齢者本人が日ごろから積極的に地域の行事などに参加し情報収集をする
- 6 報道（新聞、テレビ、ラジオ）にトラブル情報をあげてもらう
- 7 行政（県や市町村）と地域の老人クラブなど高齢者と関係のある団体とが連携して注意を呼びかける
- 8 その他（ ）

※民生委員とは、地域の見守りや地域福祉活動を行い、必要に応じて適切な支援やサービスへつなぐ役割を任されているボランティアのことをいいます。

問 16. あなたは、悪質商法の手口の情報を主にどこで得ていますか。（当てはまるものすべてに○）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 テレビ・ラジオ | 2 新聞・雑誌 |
| 3 メーカーや事業者等からのお知らせ | 4 県や市町村の広報紙・チラシ |
| 5 県や市町村のホームページ | 6 国民生活センターの広報誌・チラシ |
| 7 国民生活センターのホームページ | 8 消費生活センター等の自治体相談窓口 |
| 9 家族・知人 | 10 インターネット・SNS |
| 11 その他（ ） | 12 入手していない |

問 17. 消費生活に関する情報で、あなたが欲しい情報は次のうちどれですか。

(当てはまるものすべてに○)

- 1 消費生活に関する法律や制度など
- 2 商品・サービスの安全性や商品等のリコール情報
- 3 消費者トラブルに関する相談窓口
- 4 悪質商法などの手口と消費者トラブル・トラブルへの対処方法
- 5 講座や催しなどのイベント開催情報
- 6 消費者を取り巻く問題に取り組む市民団体等の活動
- 7 消費生活に役立つ衣食住などの基礎知識
- 8 環境にやさしい暮らし方
- 9 家計管理などライフプランに関する情報
- 10 消費生活に関する行政の施策や取り組み
- 11 その他 ()
- 12 特になし

問 18. 行政（県や市町村）からの情報を受ける場合、利用しやすいものはどれですか。

(当てはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1 県や市町村のテレビ・ラジオ番組（またはCM） | 2 県や市町村の広報紙・チラシ |
| 3 県や市町村のホームページ | 4 県や市町村のSNS |
| 5 自治会の掲示板や回覧板 | 6 新聞・雑誌の記事（フリーペーパーを含む） |
| 7 パンフレットやチラシ | 8 その他 () |
| 9 わからない | |

(質問は次のページに続きます)

E. 商品、サービスを購入（利用）する際の意識について

問 19. あなたは、商品を購入したり、サービスを利用したりする際に、次の項目をどのくらい意識しますか。

(各項目について1つずつ○)

項目	意識する	どちらかといえば意識する	どちらともいえない	あまり意識しない	意識しない
価格	1	2	3	4	5
広告（テレビCM、チラシ等）	1	2	3	4	5
商品の品質・機能	1	2	3	4	5
商品の安全性	1	2	3	4	5
商品や事業者のブランドイメージ	1	2	3	4	5
エシカル消費※	1	2	3	4	5
購入（利用）時の接客態度	1	2	3	4	5
苦情や要望への対応（アフターサービスも含む）	1	2	3	4	5
事業者の経営理念や社会貢献活動	1	2	3	4	5
周りの人からの口コミ	1	2	3	4	5

※エシカル消費とは、地元の食材を選ぶ、必要な分だけ購入するなど、人や社会、環境に配慮した消費行動のことをいいます。

(質問は次のページに続きます)

F. 消費者教育について

この項目の質問については、以下の定義を踏まえたうえでご回答ください。

※「消費者教育」とは、自立した消費者の育成を目指して行われる教育及び啓発活動のことをいいます。自立した消費者であるためには、被害に遭わないよう努めること（だまされない消費者）、そして合理的意思決定ができ、消費者の権利を実現するよう努めること（自分で考える消費者）が必要です。

問 20. 次のそれぞれの時期に、どのような消費者教育が必要だと思いますか。

（当てはまるものすべてに○）

【幼児期（小学校入学まで）】

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 お店屋さんごっこ（社会の仕組み） | 2 買い物ごっこ（約束やきまりを守る） |
| 3 買い物の意味（お金や物の価値・金銭教育） | 4 困ったことがあったら伝える |

【学生期（小学生～高校生）】

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 困ったことがあったら伝える（相談する） | 2 物や金銭の計画的な使い方 |
| 3 インターネット・携帯電話などの注意点 | 4 消費者の基本的な権利と責任 |
| 5 契約の仕組み | 6 金融教育 |
| 7 環境に配慮した物の使い方 | 8 悪質商法の手口と対策 |
| 9 相談する窓口 | |

【成人期（18～64 歳）】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 インターネット・携帯電話などの注意点 | 2 消費者の基本的な権利と責任 |
| 3 契約の仕組み | 4 金融教育 |
| 5 環境に配慮した消費生活 | 6 悪質商法の手口と対策 |
| 7 相談する窓口 | |

【高齢期（65 歳～）】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 インターネット・携帯電話などの注意点 | 2 消費者の基本的な権利と責任 |
| 3 契約の仕組み | 4 金融教育 |
| 5 環境に配慮した消費生活 | 6 悪質商法の手口と対策 |
| 7 相談する窓口 | |

問 21. あなたは、これまでに次に掲げるような消費者教育を受けたことがありますか。

(当てはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 消費者の基本的な権利と責任 | 2 契約の仕組み |
| 3 インターネット・携帯電話などの注意点 | 4 金融教育 |
| 5 環境に配慮した消費生活 | 6 悪質商法の手口と対策 |
| 7 相談する窓口 | 8 その他 () |
| 9 受けたことはない ⇒問 23 へ | |

問 22. (問 21 で 1 ～ 8 に○をつけた方にお尋ねします。)

その消費者教育はどのような場で受けましたか。(当てはまるものすべてに○)

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 家庭 | 2 幼稚園・小・中・高等学校等 |
| 3 大学・専門学校等 | 4 地域(自治会等の催し) |
| 5 会社・勤務先 | 6 新聞・テレビ等マスコミを通じて |
| 7 その他 () | 8 覚えていない |

G. 消費生活に関する講座やイベントについて

問 23. 県や市町村は、消費生活に関する出前講座やセミナー、商業施設でのイベント等を開催しています。

あなたは、この講座やイベントに参加したことがありますか。(○は 1 つ)

- | | |
|--------------|------|
| 1 ある ⇒問 25 へ | 2 ない |
|--------------|------|

問 24. (問 23 で 2 と回答された方にお尋ねします。)

消費生活に関する講座やイベントに参加しない理由は何ですか。(当てはまるものすべてに○)

- | |
|------------------------------|
| 1 日程・場所が合わないから |
| 2 忙しく時間がないから |
| 3 講座やイベントが開催されていることを知らなかったから |
| 4 講座やイベントに参加することは面倒だから |
| 5 講座やイベントのテーマに興味・関心がわからないから |
| 6 他の場所や媒体で情報を得ており参加する必要があるから |
| 7 その他 () |

問 25. 消費生活に関するどのような講座なら参加したいと思いますか。（当てはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 悪質商法の手口とその対処法に関する講座 | 2 インターネット利用時の注意点の講座 |
| 3 環境にやさしく暮らし方に関する講座 | 4 家計管理などライフプランに関する講座 |
| 5 食品表示の見方など食に関する講座 | 6 クレジット利用法など金融に関する講座 |
| 7 その他（ | 8 特になし、興味がない |

問 26. あなたは、現在の消費者行政の取組みについてどの程度満足していますか。

また、その取組みはどのくらい重要だと思いますか。

1つの取組み内容につき満足度・重要度それぞれ1つずつ○を付けてください。

取組内容	【満足度】					【重要度】				
	満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない
消費者トラブルを相談できる窓口が身近にある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
消費者トラブルが適切に情報提供されている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
消費者行政全般が適切に実施されている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

問 27. 消費者トラブルに対する取組みとして、行政に望むことは何ですか。

（当てはまるものすべてに○）

- 1 身近な場所で相談できる窓口を増やす（消費生活センター新設等）
- 2 夜間や休日でも相談できるよう相談体制を充実する
- 3 消費者の自立を促す消費者教育（講座などを含む）の機会を拡充する
- 4 消費者トラブルの実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供を充実する
- 5 商品・サービスの事故などのリコール情報の提供を充実する
- 6 消費者を取り巻く問題に取り組む市民団体等の活動を支援する
- 7 苦情相談、法令遵守や社会的責任に対する事業者の取組みを支援する
- 8 行政が事業者への指導・取締りを強化する
- 9 住民の声を消費者行政に反映するため、提案や申し出の制度を充実する
- 10 その他（

問 28. このほか、消費者トラブルに対する取組みの充実のために、県に対しご意見等がございましたら
ご自由にお書きください。

【記述欄】



ご協力ありがとうございました。

いただいた貴重なご意見は、今後の県政運営に活用してまいります。